

【参考資料】計量証明事業規程(作成例)

例1 (質量に係る計量証明事業規程)

〇〇年〇月〇日制定

××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、(以下「当事業所」という。)が、質量に係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、質量とする。

第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

第3条 当事業所に計量証明責任者(以下「責任者」という。)及び計量管理者を置く。

2 組織図

事業所の長——計量管理者——計量証明担当者

3 責任者は、とする。

4 計量管理者は、主任計量者とする。

5 計量管理者を補佐させるため、若干名の計量証明担当者(以下「担当者」という。)を置く。

(職務)

第4条 責任者は、計量証明の事業を統括する。

2 計量管理者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置(以下「計量証明用設備」という。)の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任と権限を有する。

3 担当者は、計量管理者の指導を受けて業務を実施する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第5条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付されているものとする。

(2)(1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(保管)

第6条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第7条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第8条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とし、その方法を定めた文書を保存して置くものとする。

第5章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第9条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- (1)計量証明書である旨の表記
- (2)計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3)計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4)計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5)当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6)依頼者名
- (7)計量の対象
- (8)計量に使用した計量器
- (9)計量の結果
- (10)その他必要な事項

2 計量法第110条の2第1項の標章に関する取扱い事項は細則で定める

第6章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第10条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計

量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

- 2 前項の目的を達成するため、当事業所は計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努める。

(その他)

第13条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

計量証明用設備

事業所名					
事業所所在地					
登録年月日	年 月 日		登録番号	第 号	
計 量 器 (計量証明登録計量器)	種 類	1 電気抵抗線式はかり 2 台手動はかり 3 指示はかり 4	器物番号	ひょう量	目量

【計量証明書の見本】



計 量 証 明 書

No.

発行年月日	年 月 日
交付先又は依頼者	様
被計量物	
計 量 結 果	総重量 kg
	車両重量 kg
	差引正味量 kg
計量管理者	印
使用計量器	電気抵抗線式はかり ひょう量 kg 目量 kg
計量証明事業者 〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇株式会社〇〇事業所 埼玉県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 埼玉県計量証明事業登録 第 号	

(細則の一例)

第1条 検査及び整備

- (1) 計量証明用設備の検査及び整備は、点検基準（別紙1）に基づき、日常点検と年1回以上の定期点検を行い、十分に整備するものとする。
- (2) 設備管理台帳は、別紙2のとおりとし、定期点検と計量証明検査受検などを記録するものとする。

第2条 計量の方法

本規程第8条に定める計量の方法は別紙3のとおりとする。

第3条 標章の取り扱い

本規程9条第2項の標章を付す場合は次のとおりとする。

- (1) 標章は計量証明書以外には付さない。
- (2) 標章を付す場合は、別紙4により発行し、1部を保存し、記録に代えるものとする。
- (3) 標章があらかじめ印刷された計量証明書は、計量管理者が管理する。

第4条 計量の結果の記録

計量の結果の記録は、計量証明書の写しを保存して記録に代えるものとする。

トラックスケールの点検基準

点検項目		点 検 基 準	処 置	頻 度
載 せ 台	片より	載せ台に片よりがいこと ピットと接触しないこと	刃、刃受の当たりを確認 異常があれば修理	毎 日
	ゆれ	揺れ具合が正常であること 揺れた後もとに戻ること	タスキの張りを確認	毎 日
	異物	載せ台との間に異物のかみ込みがない こと 載せ台の上に汚れがないこと	異物があれば除去する 汚れは除去する	毎 日
	錆	錆がひどくないこと	定期的に錆を落とし、錆 止めを行う	1 年
	ボルト	ボルトの弛みがないこと	ボルトを締め付ける	1 年
ピ ット	ピット内	水、泥が排水されていること 異物がないこと	水がたまれば、その都度 排水する 異物は除去する	1 年
出 力	シールドケー ブル	キズがないこと	交換する	2 年
	指示部のゼロ 調整	接触不良がないこと 調整幅があること	接触不良があるものは 交換又はメーカーに依 頼する	2 年
	アンプ	規定の出力があること	メーカーに依頼する	2 年
	コネクタ	コネクタに接触不良がないこと	アルコールを含ませた ガーゼで拭き取る	2 年
	印字機構	印字は鮮明であること	インクリボン等を確認 する	2 年

※出力については、計量証明検査時に確認する。

設 備 管 理 台 帳

事業所名					
事業所所在地					
登録年月日	年 月 日		登録番号	第 号	
計 量 器 (計量証明登録計量器)	種 類	1 電気抵抗線式はかり	器物番号	ひょう量	目量
		2 台手動はかり			
		3 指示はかり			
		4			

計量器管理明細（項目）整備・点検・検査・その他

年月日	項 目	特 記 事 項	計量管理者印
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

※計量証明検査、定期点検及び清掃等を行った場合は必ず記録する。

計 量 の 方 法

1. はかりには、使用範囲または最小測定量が表記されているので、その範囲内で計量する。
2. 計量する前には必ずゼロ点を確認すること。
ロードセル式の場合は、リセットボタンを押してゼロに復帰することを確認する。
3. トラックスケールへの車の乗り入れについて
 - (1) 載せ台に対し、車は直進でスピードを落としてゆっくり入り、載せ台の上で急ブレーキをかけないこと。（徐行で進入する）
 - (2) 載せ台の中央に車を載せて計量する。
 - (3) 計量中は、エンジンを停止する。
 - (4) 計量時に、運転手の有無について注意する。
 - (5) 載せ台より退車するとき、直進し、載せ台から車輪が離れてからハンドルをきるようにする。
4. 載せ台の上に水や泥があれば、ゼロ点に変化する場合があるので注意する。
5. 載せ台とピットの間には異物がかみこんでいないこと、また、載せ台は無理なく揺れること。
6. ピット内に水や泥が溜まっていないこと。
7. 計量後、ゼロ点が正しく復帰すること。
8. ロードセル式のものは、暖機すること。（約10分間位）
9. ロードセル式のものは、落雷に注意すること。
10. トラックスケールの検査、保守点検を行った時は、検査成績等を記録保管しておくこと。
11. 質量の分かっているものを時々計量し、確認すること。

標章を付す位置計 量 証 明 書

No.

発行年月日	年 月 日
交付先又は依頼者	様
被 計 量 物	
計 量 結 果	総 重 量 kg
	車 両 重 量 kg
	差引正味量 kg
計 量 管 理 者	印
使 用 計 量 器	電気抵抗線式はかり ひょう量 kg 目量 kg
計量証明事業者 ○○株式会社 東京都○○区○○町○-○-○ ○○株式会社○○事業所 山梨県○○市○○町○-○-○ 山梨県計量証明事業登録 第 号	

例2（長さ・面積・体積又は熱量に係る計量証明事業規程）

〇〇年〇月〇日制定

××年×月×日改訂

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇社〇〇事業所（以下「当事業所」という。）が、〇〇に係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

（計量証明事業の対象となる分野）

第2条 計量証明の対象となる分野は、〇〇とする。

第2章 組織

（計量証明を実施する組織）

第3条 当事業所に計量証明責任者（以下「責任者」という。）及び計量管理者を置く。

2 組織図

（略）

3 責任者は、事業所の長（注：役職名のみを記載）とする。

4 計量管理者は、一般計量士（主任計量者）〇〇〇〇とする。

（職務）

第4条 責任者は、計量証明の事業を統括する。

2 計量管理者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

（計量証明用設備）

第5条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。

(2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

（保管）

第6条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他環境

条件の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第7条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第8条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とし、その方法を定めた文書を保存して置くものとする。

第5章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第9条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器
- (9) 計量証明の結果
- (10) その他必要な事項

2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場合は次のとおりとする。

- (1) 標章を付す場所は〇〇の位置(または別紙で示す場所)とする
- (2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める

※事項の例—一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第6章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第10条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わ

ない。

2 前項の目的を達成するため、当事業所は計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努める。

(その他)

第13条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

※第9条第2項の標章を付す場所の例



計量証明書

No.	発行年月日	年 月 日	
依頼者	様	運搬車 (者)	

(以下略)

例3 (濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程)

〇〇年〇月〇日制定

××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇社〇〇事業所(以下「当事業所」という。)が濃度(特定濃度を除く。以下同じ)、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

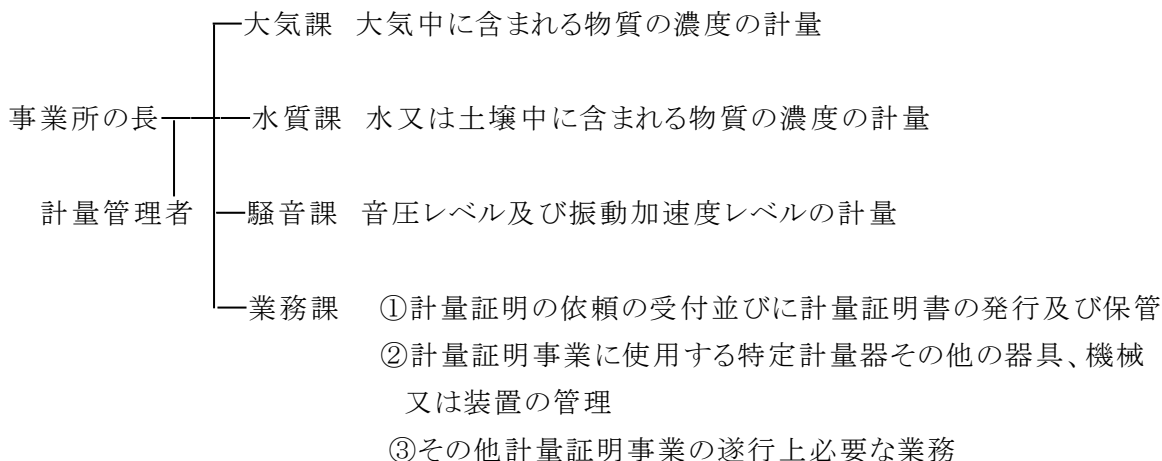
- (1)大気中に含まれる物質の濃度(特定濃度の区分に係るものを除く)
- (2)水又は土壌中に含まれる物質の濃度(特定濃度の区分に係るものを除く)
- (3)音圧レベル
- (4)振動加速度レベル

第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

第3条 計量証明を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

(1)組織



(2)責任者は、事業所の長(注:役職名のみを記載)とし、計量証明の事業を統括する。

(3)計量管理者

ア 計量管理者の氏名

環境計量士(濃度)

〇〇〇〇

環境計量士(騒音・振動)

〇〇〇〇

イ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

（計量証明用設備）

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。
 - (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。
 - 3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

（設置及び保管）

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

（検査及び整備）

第6条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

- 2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

（計量の方法）

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えて置くものとする。

- 2 前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、計量管理者があらかじめ定めた適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

（外注等）

第8条 計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業

所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること(以下「外注等」という。)が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行わせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については、別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量の方法
- (9) 計量証明の結果
- (10) 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行わせた場合にあつては次に掲げる事項
 - ア 当該工程の具体的内容
 - イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (11) その他必要な事項(試料の由来等)

2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場合は次のとおりとする。

- (1) 標章を付す場所は〇〇の位置(または別紙で示す場所)とする
- (2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める

※事項の例—一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。

第8章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第13条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第14条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

例 4 (特定濃度に係る計量証明事業規程)

〇〇年〇月〇日制定

××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇社〇〇事業所(以下「当事業所」という。)が特定濃度に係る計量証明の事業(以下「特定計量証明事業」という。)を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって特定計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(特定計量証明事業の対象となる分野)

第2条 特定計量証明事業の対象となる分野は次のとおりとする。

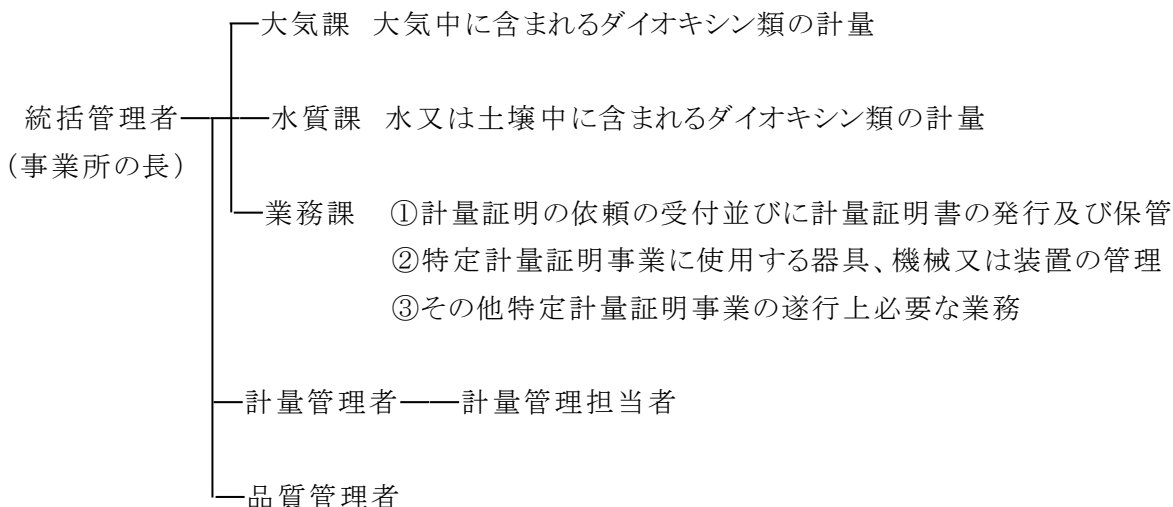
- (1)大気中のダイオキシン類の濃度
- (2)水又は土壌中のダイオキシン類の濃度

第2章 組織

(特定計量証明事業を実施する組織)

第3条 特定計量証明事業を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

(1)組織



(2)統括管理者(事業所の長)は、特定計量証明の事業を統括する。

(3)計量管理者

ア 計量管理者の氏名

計量管理者は、環境計量士(濃度関係)〇〇〇〇とする。

イ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う特定計量証明事業全般にわたり、特定計量証明事業に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置及び標準物質(以下「計量証明用設備」という。)の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること(以下「計量管理」

という。)の責任と権限を有する。

(4)品質管理者

品質管理者は、〇〇〇〇とし、当事業所が行う特定計量証明事業の品質管理及び内部監査の実施についての責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付されているものとする。
 - (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。
 - 3 別紙に掲げる計量証明用設備については別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(設置及び保管)

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

(検査及び整備)

第6条 計量証明用設備は、別途細則により設備の種類ごとに定められた方法により、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

- 2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 特定計量証明の基準となる計量の方法等

(計量の方法)

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えて置くものとする。

- 2 前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、認定機関の承諾を得た適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 特定計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 特定計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること(以下「外注等」という。)が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 特定計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合の必要な事項は別途細則に定め

る。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

(1)計量証明書である旨の表記

(2)計量証明書の発行番号及び発行年月日

(3)計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所

(4)計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号

(5)当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名

(6)依頼者名

(7)計量の対象

(8)計量の方法

(9)計量証明の結果

(10)当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行わせた場合にあつては次に掲げる事項

ア 当該工程の具体的内容

イ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

(11)その他必要な事項(試料の由来等)

2 計量法第110条の2第1項の標章又は第121条の3第1項の標章を付す場合は下記のとおりとする。

(1)標章を付す場所は〇〇の位置(または別紙で示す場所)とする

(2)標章に関する取扱い事項は細則で定める

※事項の例—一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は5年以上とする。

(計量証明書の保存)

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。

第8章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第13条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る特定濃度の計量に関する技術の向上、関係法令の理解の

増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

- 3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第14条 その他、特定計量証明事業に関し必要な事項は別途細則に定める。